

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正 について（議案第134号）

子育て施設課

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 市長が保育所等の利用調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置等を講じている場合には、家庭的保育事業者等による卒園後の受皿となる連携施設の確保を不要とする。
- (2) 保護者の疾病、障害等により家庭における乳幼児の養育が困難な場合には、居宅訪問型保育の提供が可能であることを明確化する。

3 施行期日

公布の日